

日常生活用具の種目及び基準額

種目	品目	対象者	基準額(円)	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢障がい2級以上、体幹機能障がい2級以上又は同程度の児者	154,000	8年
	特殊マット	下肢障がい2級以上又は体幹機能障がい2級以上若しくは知的障がい最重度又は重度の児者若しくは同程度の児者	19,600	5年
	特殊尿器	下肢障がい1級又は体幹機能障がい1級の児者若しくは同程度の児者	67,000	5年
	入浴担架	下肢障がい2級以上又は体幹機能障がい2級以上の児者	82,400	5年
	体位変換器	下肢障がい2級以上、体幹機能障がい2級以上の児者又は同程度の児者	15,000	5年
	移動用リフト		159,000	4年
	訓練いす(児のみ)	下肢障がい2級以上又は体幹機能障がい2級以上の児	33,100	5年
	訓練用ベッド	下肢障がい2級以上、体幹機能障がい3級以上の児又は同程度の児者	159,200	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢障がい又は体幹機能障がい、入浴に介助を必要とする児者又は同程度の児者	90,000	8年
	便器	下肢障がい2級以上、体幹機能障がい2級以上の児者又は同程度の児者	5,400	8年
	頭部保護帽	平衡機能障がい、下肢障がい又は体幹機能障がいのある児者(知的障がい児者を含む。)	12,160	3年
	T字状・棒状のつえ	下肢障がい、体幹機能障がいのある者	3,000	3年
	移動・移乗支援用具(歩行支援用具)	平衡機能障がい、下肢障がい、体幹機能障がい家庭内の移動に介助を必要とする児者又は同程度の児者	60,000	8年
	特殊便器	下肢障がい2級以上、知的障がい最重度・重度の児者又は同程度の児者	151,200	8年
	火災警報器	障がい種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難な重度障がい児者が属する世帯又は同程度の児者が属する世帯	15,500	8年
	自動消火器		28,700	8年
	電磁調理器	視覚障がい2級以上若しくは知的障がい最重度・重度の者	41,000	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の児者(原則として学齢児以上)	7,000	10年
	聴覚障がい者屋内信号装置	聴覚障がい2級の児者	87,400	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がい3級以上の児者	51,500	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の児者	36,000	5年
	電気式たん吸引器		56,400	5年
	パルスオキシメーター	呼吸器機能障がい3級以上、心臓機能障がい3級以上の児者又は同程度の児者	58,800	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う児者	17,000	10年
	視覚障がい者用体温計(音声式)		9,000	5年
	視覚障がい者用体重計(音声式)	視覚障がい2級以上の児者	18,000	5年
	視覚障がい者用血圧計(音声式)		15,000	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声若しくは言語機能障がい又は肢体不自由で、発声・発語に著しい障がい有する児者	98,800	5年
	情報・通信支援用具 ※	上肢機能障がい2級以上、視覚障がい2級以上の児者	100,000	6年
	点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上の児者	383,500	6年
	点字器	視覚障がいのある児者	10,400	5年
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上の児者	63,100	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上の児者(原則として学齢児以上)	85,000	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置		99,800	6年
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がいがあり、本装置により文字等を読むことが可能になる児者(原則として学齢児以上)	198,000	8年
	視覚障がい者用時計	視覚障がい2級以上の児者	13,300	10年
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がいのある者又は発声・発語に著しい障がいのある児者	71,000	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がいのある児者	88,900	6年
	人工喉頭	音声・言語機能障がいのある者で喉頭摘出者	70,100	5年
	人工喉頭(埋込型用人工鼻)	音声・言語機能障がいのある者で常時埋込型の人工喉頭を使用する喉頭摘出者	23,760	1月
	排泄管理支援用具	ストーマ装具等(ストーマ装具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	ぼうこう直腸機能障がいのある児者	消化管系 8,858 尿路系 11,639
紙おむつ等(紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品)		・高度の排便機能障がい及び脳原性運動機能障がいかつ、意思表示が困難な児者 ・3歳以上の重症心身障がい児(者)認定者で、脳原性運動機能障がい以外の原因により排尿又は排便の意思表示が困難な児者	12,000	1月
収尿器		排尿の意思表示が困難な下肢又は体幹機能障がいのある児者	8,500	1年
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢障がい、体幹機能障がい、乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)3級の者又は同程度の児者	200,000	障がい者の属する世帯1回のみ

※情報・通信支援用具とは、障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトをいう。

※同程度の児者とは、難病患者において同程度の状態にあるものをいう。ただし、ネブライザー(吸入器)・電気式たん吸引器においてはその限りではない。